

第22期 第11回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年4月28日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠四郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
〃	中 居 裕	
〃	堤 静 子	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤一郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主幹	東 野 敏 及
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

申請どおり承認することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されております委員の皆様がお揃いでありますので、ただ今から、第22期第11回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

北海道知床半島沖で観光船「KAZU I」が遭難し、11名が死亡し、15名が行方不明になった事故で、お亡くなりになりました皆様には、ご冥福をお祈りします。

行方不明になっている皆様には、一刻も早い救助を願うところであります。

昼夜捜索にあたっている海上保安部はじめ、関係者の皆様には、敬意を表するところであります。

さて、第22期第11回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会では、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項4件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える15名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、竹林委員と坂岡委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明します。

議案第1号の資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、補足説明させていただきます。

今回の諮問につきましては、これまでも出されていた許可と同じですので、漁業種類と対象漁協、許可すべき漁業者又は漁船の数のみ説明させていただきます。

おめくりいただいて2ページ目、表の説明をいたします。

漁業種類、うに潜水器漁業、八戸みなと漁協ということで、1人となっております。

続いて、2段目、あわび潜水器漁業、これは大畑町漁協、1人ということになっております。

表の3段目、ほや潜水器漁業、これも大畑町漁協で1人ということになっております。

ページ、3ページ目に入りまして、漁業種類が小型いか釣り漁業（するめいか）、

青森県内に住所を有する者、1隻ということになっております。

これは、先日、許可申請期限内に漁船の準備が遅れた漁業者に関して追加申請を受け付けるということで、今回、諮問させていただいております。

これにつきましては、東西両海区に諮問する必要がございますが、先日行われた4月22日の同内容で西部海区への諮問も行っております。

県からの補足説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議、ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、御説明します。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等にあたらぬ新規操業承認については、資料が前後しますが、資料の5にあるとおり、この内規において、「委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合」に該当するかどうかを審議いただく必要があるとされております。

戻りまして、資料1から3を御覧願います。

去る2月9日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1のとおり、大畑町漁協から本業の3件の新規申請が、資料2のとおり、佐井村漁協から釣餌用の1件の新規申請が、また資料3のとおり、野牛漁協から釣餌用の10件の新規申請がありました。

これは、いずれも漁業経営の安定、地域活性化への貢献を理由とするもので、漁協からの副申等により同じ、同様の内容が確認されております。

次に資料4を御覧ください。

令和3年度いかつり承認件数と今年度の申請件数を比較した表になります。

この表から、本業については、県内船、県外船とも前年から減少しており、資料5の裏面にあります内規で定められているそれぞれの枠数と比較し、資料にはありませんが、県内船は西部海区管内分の166隻を加えると476隻となり、490隻以内に収まります。

また、県外船は、西部分の11隻を加えると27隻となり、70隻以内に十分収まる状況となっております。

一方、釣り餌用につきましては、資料にない西部分を含めて12隻の増加となりますが、事務局としては、自家用釣餌用に釣られるスルメイカは少量であり、資源に影響を与えるものではないこと、また、沿岸漁業の振興等に寄与すると判断しております。

以上のことから、本業、釣り餌用ともに今回の新規申請について、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

この件につきましては、県の方から補足説明はございません。
御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですから、今回申請のあった新規操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのとおりと決定し、承認することといたします。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「知事管理漁獲可能量の変更について(報告)」を県から報告願います。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、説明させていただきます。

資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲量の変更について、御報告させていただきます。

お配りしております資料、報告資料1を御覧ください。

これは、令和3年管理期間の漁獲枠の清算の話になります。

令和4年3月2日及び同年3月22日付けで、県は漁業法に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

3月2日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が33.4トン減って324.7トン、30キログラム以上の大型魚が28.3トン減って514.8トンとなっています。

また、3月22日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が26.1トン減って298.6トン、30キログラム以上の大型魚が25.1トン減って489.7トンとなっています。

これらは、国からの要望調査の後、協定管理委員会からの回答を受けて、国の調整により消化の見込みがない本県の漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものです。

なお、これらの計画の変更については、漁業法に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせずに手続きをし、手続き後に報告する旨、令和3年2月19日付けで貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明については、以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問もないようですので、続いて②の「令和3年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験操業結果について」を県から報告をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、報告事項の2「令和3年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験操業結果について」報告させていただきます。

報告資料2を御覧ください、まず、試験の受託者ですが、2名ということです。

延べ日数につきましては、120日、試験結果につきましては、別添の表及び図のとおりとして後ほど御説明したいと思います。

違反については、報告はありませんでした。

1枚めくっていただいて裏の方を御覧ください、操業日誌をもとに、どの場所で操業したかというのを海の図面上にプロットしております。

令和3年のマダラ、キチジ、メヌケ、それぞれ試験期間を通しての操業場所として、横に太目の線が2本引いてありますが、この範囲内で試験操業するということになっております。

次のページ、3ページ目の横の表を御覧ください、上から令和元年、令和2年、令和3年の操業結果となります。

表の左の方から、各月ごとの延べ日数、漁獲尾数、漁獲重量、サイズ、金額、有漁日数、有漁率というふうに分けております。

漁獲尾数についてですが、マダラについては、令和元年度、令和2年度、6万尾ほどで、令和3年度は3万尾ほどとなっております。

キチジにつきましては、令和元年度は4千尾ほど、令和2年度は1万尾、令和3年度は1万3千尾ほどとなっております。

メヌケにつきましては、令和元年度は169尾、令和2年度は85尾、令和3年度は394尾となっております。

マダラが1日あたりでどれくらい獲れているかということ、令和元年度が約500尾、令和2年度は約380尾、令和3年度は約260尾というふうになっております。

次にマダラ率として、マダラ、キチジ、メヌケの3種類に限った場合のマダラの獲れる率を算出しております。

令和元年は93.3%、令和2年は86.3%、令和3年度は96.7%となっております。

漁獲重量についてですが、令和元年度はトータルで147トン、令和2年度は193トン、令和3年度は127トンとなっております。

サイズにつきましては、令和元年度は、マダラ1.82キログラム、キチジ480グラム、メヌケ3.23キロ。

令和2年度は、マダラは2.13キロ、キチジは460グラム、メヌケは5.85キロ。

令和3年度は、マダラ2.3キロ、キチジ470グラム、メヌケは3.76キロというふうになっております。

次に有漁率、出航して空振りがなく操業できた率ということですが、マダラについては、3年度とも98%、行けば殆ど獲れるという状態になっております。

なお、今年度につきましても、同じ試験をやることとしておりまして、現在、事務手続きの準備中でございます。

県の方からの報告は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

御質問、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

質問もないようですので、続いて③の「令和4年度年間計画について」事務局から報告願います。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

報告資料3を御覧ください。

一番左側が東部海区の年間の計画となっております。

このデータ、若干古くて状況が変わっておりますけども、委員会につきましては、ほぼほぼ毎月1回、なくなるかどうかという頻度でございます。

資料にはございませんが、免許の切り替えの年になっておりますので、秋以降、事前協議が1回、公聴会が1回、これが例年と違う部分です。

このスケジュール等につきまして、流れ、スケジュール等につきましては、5月以降の委員会で説明させていただきます。

以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたら

お願いします。

ありませんですか。

御質問もないようですので、続いて④の「令和4年度農林水産関係職員の配置について」事務局から報告願います。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

報告資料4を御覧ください。

読み上げは行いませんが、後で各自において御覧願います。

今年度、人事組織の改編がございまして、県全体でも目玉となっております、水産事務所と漁港漁場整備事務所の統合ですね、これに基づきまして事務所、水産事務所といいながら、漁港の方も業務が一緒になった組織となっております。その中の水産普及課が出先の事務を執るということになります。

以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

御質問もないようですので、それでは以上をもちまして、第22期第11回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時51分